

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会	
開 催 日 時	令和5年10月25日（水） 午後3時00分から午後4時15分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長・副会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 3人	

令和5年度 第3回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会

令和5年10月25日(水)

午後3時00分から

午後4時15分まで

朝霞市役所大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 朝霞市国道254号バイパス沿道の土地利用に向けての手引き(案)について

(2) 内間木公園拡張整備等における基本構想(素案)について

3 閉 会

出席委員(11人うち代理出席1人)

委 員 長	久 保 田 尚
副 委 員 長	町 田 誠
委 員	須 永 大 介
委 員	渡 辺 淳 史
委 員	松 村 隆
委 員	大 野 政 春
委 員	蕪 木 利 秋
委 員	高 橋 浪 治
委 員	大 貫 利 巳
委 員	高 田 諭
委 員	小 川 裕 嗣
	(代 理 小 野)

欠席委員(5人)

委 員	松 尾 哲
委 員	山 崎 茂 治
委 員	荒 川 英 浩
委 員	青 山 明
委 員	高 橋 隆

事務局（11人）

事	務	局	都市建設部長	山	崎	明日香
事	務	局	都市建設部審議監兼次長兼まちづくり推進課長	宇	野	康幸
事	務	局	都市建設部次長兼開発建築課長	村	沢	敏美
事	務	局	みどり公園課長	大	塚	繁忠
事	務	局	みどり公園課長補佐	松	下	俊一
事	務	局	みどり公園係長	高	橋	大輔
事	務	局	みどり公園係主事	菊	地	理浩
事	務	局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	高	橋	俊朗
事	務	局	まちづくり推進課区画整理係長	四	方	田洋子
事	務	局	まちづくり推進課区画整理係主査	野	島	陽太
事	務	局	政策企画課政策企画係長	福	田	幸世

【配付資料】

- ・令和5年度 第3回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会 次第
- ・資料0 全体の検討スケジュール
- ・資料1-1 国道254号バイパス沿道の土地利用に向けての手引き（案）
- ・資料1-2 地区計画を策定する際の留意事項
- ・資料1-3 手引きの今後の検討について
- ・資料2-I これまでの内間木公園拡張整備に関する議論の整理・今回の議題
- ・資料2-II ゾーニング図の検討
- ・資料2-III 内間木公園拡張整備基本構想素案（修正版）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 開会

○高橋みどり公園係長（司会）

開会の前に確認します。「令和5年度第3回 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会」の開催にあたりまして、市政の情報共有及び審議会等の会議開催の公開に関する指針に基づき、本委員会は原則公開とします。つきましては、傍聴者がいる場合開会前に入室を許可しますがよろしいでしょうか。

（はい）

○菊地みどり公園係主事

現在、傍聴希望者が3名ございます。

○高橋みどり公園係長（司会）

それでは3名傍聴希望者がいらっしゃいますのでお入りいただきます。また会議の途中で傍聴希望者の方がいらっしゃった場合は随時お入りいただきますのでよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、「令和5年度 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会」を開催します。朝霞市みどり公園課の高橋と申します。本日の進行を務めますのでよろしくお願いいたします。

委員会の開催について、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例第7条第2項、「委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」としています。本日は16名中11名出席ですので、会議が成立しますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、都市計画部長山崎からあいさつを申し上げます。

○山崎都市建設部長

みなさんこんにちは、都市計画部長の山崎です。本日もお忙しい中、本委員会にご出席いただきありがとうございます。この内間木公園拡張整備等検討委員会ですが、昨年度から検討を始め、今回で通算6回目の開催です。254バイパスの整備を契機として内間木地域をどうするか、その中でも内間木公園をどうしていくかという大きなテーマで皆さまにご議論をいただけてきました。

今回ですが、内間木公園の拡張整備については基本構想の素案をお持ちしています。年明けにはパブリックコメントを予定しており、今回はパブリックコメント前の最後の委員会となります。本日も皆さまからの忌憚のないご意見をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○高橋みどり公園係長（司会）

ありがとうございました。続きまして本日の資料の確認です。まず委員の皆さまには事前にお送りしました資料は、次第、全体の検討スケジュール、資料1-1、国道254号バイパス沿道の土地利用に向けての手引き（案）。資料1-2、地区計画を策定する際の留意事項。資料1-3、手引きの今後の検討について。資料2、令和5年第3回今回検討委員会資料。裏面が資料2-I これまでの内間木公園の拡張整備に関する議論の整理・今回の議題。資料2-II、ゾーニング図の検討。資料2-III、内間木公園拡張整備の基本構想素案。（修正版）。なお、資料2-IIのゾーニング図の検討の中で一部見づらいところがありましたので、本日差し替え分を机上に置かせていただきました。

次に発言時のお願いですが、本会議の会議録を作成するにあたり録音をさせていただきます。つきましては発言をする際には挙手をし、久保田委員長が委員のお名前を呼んでから発言をお願いします。説明は以上です。

朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例第5条、第2項では委員長は会務を総理するとされておりますので、以後の議事進行につきましては、久保田委員長にお願いいたします。

○久保田委員長

皆さん、こんにちは、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。先ほど山崎部長からお話がありましたように、これまで5回にわたってご議論いただきしており、沿道の土地利用については案を、また公園につきましては「素案」というかたちで、来年早々にパブリックコメントで市民の皆さんにご意見をいただく段階になっています。本日は非常に大事なタイミングになりますので最後までよろしくお願ひいたします。

では、「朝霞市国道254号バイパス沿道の土地利用に向けての手引き（案）」についてを議題といたします。事務局からご説明をお願いします。

議題（1） 朝霞市国道254号バイパス沿道の土地利用に向けての手引き（案）について

○四方田まちづくり推進課区画整理係長

それでは、（1）「朝霞市国道254号バイパス沿道の土地利用に向けての手引き（案）」について、まちづくり推進課の四方田よりご説明いたします。

お手元の資料かプロジェクターのどちらか見やすい方をご覧ください。まず最初にA3横長の「全体の検討スケジュール」といたしまして、国道254号バイパスに関しましては、今回手引きの案と地区計画を策定する際の留意事項、2段目の留意事項を重点的に今回ご審議いただけたらと思います。資

料の右側には今回第3回委員会でご審議いただいた後に、内間木公園拡張整備の関係で今後パブリックコメントを募ります。その前のパブリックコメントの中で市民説明会がございますので、254バイパスの沿道活性化につきましても検討の進捗状況を説明し、令和6年2月以降となりますが、今年度最後の第4回委員会の中で手引き（案）を策定したいと考えています。

次は資料1-3「手引き（案）の今後の検討について」をご覧ください。こちらは254バイパスの沿道の土地利用に向けての手引き（案）を策定してどうなるのか疑問があると思いますが、まず今年度末までに手引きの（案）を策定いたします。令和6年度以降は、現行の都市計画マスタープランが令和7年度で終了となることから、6年度からそちらの審議を都市計画審議会を開始しますので、この都市計画マスタープランの改訂の中で地域別懇談会などが予定されていることから、この手引きの（案）について、地権者の皆さんからご意見をいただき、最終的には令和7年度末に内間木公園拡張整備等検討委員会を開催し、手引きの完成版とするスケジュールで考えています。

資料の1-1「国道254号バイパス沿道の土地利用に向けての手引き（案）」をご覧ください。目次の次の「はじめに」では、この手引きを作ることになった背景を説明しています。2ページ以降では254バイパス整備の概要、3ページからは現況と課題として、①人口、②事業所数・従業員数、4ページで③土地利用、5ページでこちらは土地利用の現況図がありまして、6ページで④地形図、7ページで⑤ハザードマップ。8ページからは「沿道の考え方と特性」といたしまして、まず「沿道」とは「国道254号バイパスに面する一団の土地」を記載をしています。9ページ以降は今までの委員会の中でも資料でお出ししている土地の現況です。10ページからは「上位関連計画での位置づけ」。12～13ページでアンケート調査結果。14ページからは土地利用の方向性として沿道の土地利用の目標。こちらの目標が①、②、③、④と続きまして、14ページからは目標の達成に向けた手法として地区計画についての記載になります。

24ページは地区計画策定の流れになり、実際に地区計画を行う際のフロー図などを掲載しています。

今回の議題は、限られた時間なので、その中で20ページ、地区計画を策定する際の留意事項について重点的にご意見をいただきたいと思っております。上段の留意事項の大原則は、国道254号バイパスに面する原則0.5ha以上の一団の土地であること。地区計画が県及び市町村の基本構想、上位計画等に適合するものであること。市街化の拡大につながるおそれがないよう配慮された区域であること。地区計画の区域内における地区施設、その他関連公共施設等の整備について、その実施が確実に見込まれること。その他、関係法令、埼玉県定める「市街化調整区域における計画開発（地区計画）の取扱方針」に適合していること、となります。

その大原則に続きまして、沿道全体で留意すべきことは沿道の土地利用の目標のうち、目標①「地域

防災力の向上」と目標②「豊かな自然の保全と創出」は沿道全体での実現を目指す目標としました。

そして赤い枠が空欄になっていますが、その下、地域の拠点や産業利用を促進する範囲で留意すべきことには、目標③「市内外から人が訪れる地域拠点の形成」と、目標④「地域活力を育む産業利用の促進」は、土地利用の内容によって対象範囲（エリア）を限定し、実現を目指す目標としました。この赤い枠の空欄が資料の1-2、縦長のA3の資料をご覧ください。左側に目標が並んでいて、右側に取組方針と地区計画の取組例となっています。

例として、目標②の二段目の緑、目標②の「豊かな自然の保全と創出」でご説明します。豊かな自然の保全と創出という目標だけでは内容が大きすぎて分からないため、幾つかの具体的な取組方針として真ん中の⑤良好な農地、樹林地の課題と⑥緑化の推進で示しています。こちらの⑤の良好な農地、樹林地の保全は具体的な地区計画での取組の例として右側に河川沿いの良好な環境の保全、まとまった農地、樹林地の保全、周辺自然環境、農業水産環境と調和する計画的土地利用となっております。⑥の緑化の推進・ネットワーク化では右側では緑豊かで潤いのある沿道の形成。駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化。緑豊かなオープンスペースの創出。周辺自然景観と調和する景観の形成となっています。

目標の中で『創出』の箇所が赤字になっていますが、ここは前回までは「残存する豊かな自然の保全」となっていました。この取組例と一緒に見た時に、自然の保全に関連する事項として前回のままの「残存する豊かな自然の保全」ですと、『緑の創出』というところが合致しないので、それを踏まえて文言を修正しましたので、赤字となっています。同じく目標③についても前回は「市内外から人が訪れる地域の拠点整備」を「市内外から人が訪れる地域拠点の形成」、目標④も「地域活力に資する産業利用の促進」を「地域活力を育む環境利用の促進」と文言を修正しています。

目標と取組内容が一致しているか、目標に対して何か取組に必要なものがあるか、皆さまにご意見をいただきたいと思っております。説明は以上です。

○久保田委員長

ありがとうございました。手引きの（案）が出てきましたので、今日は特にこの地区計画についてアイデアをいただきたいということでしたので、資料1-1と1-2を中心に議論をしたいと思います。ご質問ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。大貫委員どうぞ。

○大貫委員

目標1、2、3、4とご説明されていたのですが、豊かな自然保全と創出の中で、農地であるとか樹林地の保全は、住まわれている地権者さんは例えば竹林は切りはらって土地を貸して利益を上げた

い、有効活用したいという、意見が出てくると思います。この目標に誘導するためには何か方策はあるのでしょうか。

○高橋まちづくり推進課主幹

土地利用の定義ということで策定を進めているのですが、これは地区計画を念頭に置いての手引きとなっています。その中で内間木地域での市街化調整区域ですので、農地や河川沿いの緑などが多く残っている地域です。そこが今現状、例えば資材置き場などの事業に転換が進んでいるのですが、市街化調整区域として転換はするものの緑を守っていきたいという視点も大切だと思っております。具体的には地区計画の中で緑化率も建築物を建てる場合の緑化率の面積や、緑地建築施設として緑地を設けるなどを決めていくことができますので、今後地区計画を掲げていく中で住民の皆さまと話し合いながらメニューは決めていきたいと思っています。

○大貫委員

開発をするところに合わせて保全をしていくということですね。

○久保田委員長

ありがとうございました。

今の点で確認ですが、手引きの20ページには1－2参照と書いてありますが、手引きとしては先ほどのような質問が来た際にどういうことが書き込まれるのでしょうか。

○四方田まちづくり推進課区画整理係長

資料の1－2の例えば目標①の横の表ですが、これが20ページの左上、赤い枠の中のピンクの枠の中に入ります。スペースを踏まえましてレイアウトは変わるとは思いますが、そこに目標①のピンクの部分が入ります。その右側の緑の部分が目標②が入りまして、目標①と②に関しましては、共通する留意事項となります。

○久保田委員長

記述内容ですが、資料1－2には目標と、取組方針があり、例えば、取組方針の①建築物の防災性能の向上となっていて、その右に取組例と書いてあります。これがそのまま20ページに収まるような感じでしょうか。

○野島まちづくり推進課区画整理係主査

記載のイメージなのですが、取組方針というところ、①、②、③など数字が打ってあるところだけを載せるだけですと具体的な内容まで分からないと考えていますので、例えば目標①のところに①建築物の防災性能の向上というものを少し大きな字で書いた後に一段下げるぐらいで小さな文字で右側の地区計画の取組例というところの建築物の浸水対応化や、建築物の耐震化、不燃化といったような具体的な例を少し小さな字で並べて書くという形を考えています。

○久保田委員長

例えば目標②の⑤の良好な農地、樹林地の保全のところ緑の保全の内容が書いてありますが、大貫委員のおっしゃったのは具体的にどうなるのかというような質問が来た時に、例えば緑地率何%のような地区計画を設定し得るといった説明をいただきました。今回はそこまで書かず、地区計画を考える時に議論していただくというイメージですね。

念のための確認ですが、ここまでの議論で地区計画以外に幾つか選択肢があるという話もした記憶があるのですが、今回は19ページの上のところ地区計画でいきますとしっかり書いてあり、あとは地区計画の話になっています。今まで議論して地区計画の収斂をしてきた結果だという解釈をしてよろしいでしょうか。異を呈しているわけではなく、これまで様々な議論をしてきましたので、整理した上で地区計画に収斂するというのでいいと思います。

○高橋まちづくり推進課主幹

今まで手法を検討するにあたって市街化区域編入や、土地区画整理事業やいままでの事例を説明しながら地区計画の話もしてきたのですが、細やかなまちづくりをするうえでは、共通で地区計画制度を策定する必要があるということなので、まずは地区計画制度について検討する必要があると思いました。また、今後市街化区域編入や土地区画整理事業の提案が、もし仮にあった場合についてはそれを排除するものではないということです。

○久保田委員長

この手引きの中ではそれは触れないということですね、分かりました。

○大貫委員

手引きの1ページに254バイパスが書いてあります。質問なのですが、ここではイメージ良く書かれていますが、実際もう整備完了区間のグリーンベルトの管理というのはなされていない状況で、草が

生え放題という状況では「こんなイメージ何を言っているの。」、という市民からの意見が出そうな感じがします。下内間木の地区では防犯上も問題があります。なおかつ通行もままならないという意見が出ているのですが、そこは予算がないからできないのか、計画が追いついていないのかどちらでしょうか。

○小川委員代理 小野氏

耳の痛い話なのですが、いま第1区間のところで既に供用開始したところ、かなり雑草が生えているという状況は事務所の方でも確認しております。現在出てくる雑草等には後追いで対処するのは無理なのですが、計画的に植樹管理はやっておりますので、不便している通行についてはプラスアルファで事後対応をせざるを得なくなったのが第1区間です。ただ、その現状通路というのは今後整備することについても知見を生かしていきたいと考えておりますので、今後の整備する場所も緩衝区間についても植栽の考え方などは、今後、設計の方でも進めていきますので、それに反映させていきたいと考えています。

○大貫委員

適切な設計をまずしてください。というのと、メンテナンスができるような設計をされていないといま通れない状況はあり得ないため、通学路なのでお子さんのいらっしゃる親御さんからいろいろご意見が出ているにも関わらずなにも対応していないというのはいかがなものかなと思います。そこも含めて254はイメージになると思います。254が整備されているというところに今の様々な開発や土地利用が合わさってくると思うので、そこがメインになってきます。適切な管理を是非ともお願いしたいと思います。

○久保田委員長

その他いかがでしょうか。須永委員お願いします。

○須永委員

計画、地区計画の策定についてということで、この資料自体が土地利用に向けての手引きというタイトルになっているのですが、まず確認したいのはこの手引きを読む人、これを使って何かを考えていく人というのは主体としてはどなたになりますか。

○四方田まちづくり推進課区画整理係長

住民の方、地権者の方がメインになります。

○須永委員

地権者の方がこれを見て主に動いていくのは地区計画を実際に策定していく際に参照するということですか。その前提でお伺いしたいのが例えば20ページの中で沿道全体に留意すべきこと、目標①、②、③、④、それから地域の拠点や産業利用促進する範囲で留意すべきこと①、②、③、④と目標に下に出てきます、一方で19ページを見ますと、地区計画の構成が地区計画の方針と地区整備計画となっています。実際に地区計画を定める上では、この19ページにある項目の中身を埋めていかななくてはいけないと思いますが、20ページの留意事項というのは19ページとどこをカバーしているのかが、少し分かりにくいと思います。ここに書かれている内容は19ページに定めている内容をつくるためにあるべきで、そうするとここ20ページを見たから、こういうことを19ページのここに反映しよう、具体的に考えるなど関係性が見えてくると読者として非常に分かりやすいと思います。対応づけをうまくしていただけると良いと思います。

○高橋まちづくり推進課主幹

承知いたしました。

○久保田委員長

ではそのようにお願いします。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

○須永委員

もう一度お伺いしたいのは目標①、②目標③、④でエリアを限定し、というふうに書かれているのですがエリアの定義図というのはどこかに入っているのでしょうか。20ページに目標③と④は対象エリアを限定し、と書かれています。対象エリアはここというのはこの手引きの中に入れるのか。それとも別紙でまた準備されるのですか。

○四方田まちづくり推進課区画整理係長

今の時点では入れないと考えておりまして、今後は都市計画のマスタープランの中で入れられればという程度で考えています。実際は地区計画を策定するという発意があつてからだということ考えています。

○須永委員

では、この後の検討の中で深めていただいて適切なタイミングでまとめていただければと思います。

○久保田委員長

ありがとうございました。その他ございますか。よろしいでしょうか。いま幾つかご意見をいただきましたので、その部分を修正していただいて、1-3のこのスケジュールで都市マスの方に持って行き議論していただくということですね。

○四方田まちづくり推進課区画整理係長

今年度にもう一度委員会がありますので、このボリュームで時間も少なかったものですから、もし今後何か気が付かれたことなどがありましたら事務局までご連絡ください。

○久保田委員長

そうしましたら本日はこれをお持ち帰りいただいて、じっくり見ていただき今年度あと1回、委員会がある時にご指摘をいただき、今年度われわれとしては確定版としていきたいです。そしてその後の1-3の表になります。それでは議題の1番についてはここまででよろしいでしょうか。では議題2の「内間木公園拡張整備等における基本構想（素案）」についてお願いします。

(2) 内間木公園拡張整備等における基本構想（素案）について

○松下みどり公園課長補佐

資料2の内間木公園拡張整備検討資料をお開きください。I. これまでの内間木公園拡張整備に関する議論の整理・今回の議題になります。裏面をご覧ください。検討委員会につきましては令和4年度に計3回、今年度はこれまで計2回開催しました。今回は前回検討委員会のご意見を踏まえたゾーニングの検討。基本構想素案の（修正版）に関する検討が議題になります。

続きまして資料2-IIのゾーニング図の検討、（第2回外部委員会の意見を踏まえた検討案）の資料をご覧ください。前回の検討委員会において出された意見としまして、大きく3点ございました。内容としましては1点目、公募対象公園施設の規模と用途例。2点目、ヘリポート等の検討。3点目が駐車場・転回所の検討でございました。1点目の公募対象公園施設の規模と用途例ですが、Park-PFIを活用して公募対象の施設を設置するにあたり建築面積が比較的小規模な施設を記載していましたが、前回の検討委員会において文化・芸術機能を持った施設などを考えているのであれば、小規模で

あって中規模程度の施設を想定したほうが良いのでは、というご意見がありました。現時点では施設の用途は未定ではございますが、公募する施設を中規模程度、建築面積で約600㎡程度を想定してゾーニング図を作成しようと考えています。

続きまして2ページをご覧ください。2点目ヘリポート等の検討です。前回検討委員会にて防災と減災の観点から災害時のヘリコプターによる救助活動等を想定したヘリポートの検討についてご意見をいただきたいことから、地上部と建築物の屋上へのヘリポートの検証を行っています。中段の前提2のヘリポートとはなにか。というところでヘリコプターが離着陸できる場所を挙げています。内容は、陸上のヘリポートや水上のヘリポートのほか、下段黄色で着色した部分、①、②の河川敷であるグラウンド等の飛行場外離着陸場や災害時における救助活動のためどこでも離着陸が可能となる災害時緊急離着陸場があります。

続いて3ページをご覧ください。①飛行場外離着陸場については現在、朝霞市内では2か所、中央公園陸上競技場と東洋大学の朝霞キャンパスのグラウンドがあります。こちらは国土交通大臣の許可を得ていることから埼玉県防災航空隊のヘリコプターが地上部に着陸することが自由となります。なお、朝霞周辺には市内に2か所増えて6か所あるということです。

②災害時緊急離着陸場ですが、こちらは常設の離着陸場の設置は不要となっており、緊急時にはどこでも離着陸が可能となっています。

4ページをご覧ください。①飛行場外離着陸場の検討でございますが、屋上に設定する場合は3,000㎡程度の屋上の床面積が必要となっておりますが、今回公募対象の公園施設を設置する際には、最大の建築面積が約2,366㎡程度となりますので、離着陸場としての面積が不足していることから実施は難しいものと考えています。ヘリポート設置検討のまとめとしまして、地上部への離着陸場については河川の氾濫等により浸水した際にはヘリポートとして機能をしない、建築物の屋上に設置する場合については公募対象施設の規模を大幅に拡大する必要があるなど多くの課題がございます。

②災害時緊急離着陸場は専用の離着陸場が不要であり、救助活動の際にはヘリコプターはどこでも離着陸が可能になります。埼玉県消防本部に問い合わせたところ、現時点で県内に新たなヘリポート、飛行場外離着陸場を設置する予定はないとのことですが、緊急時の着陸につきましては今後も継続的に検討をしていきたいと考えております。

5ページをご覧ください。駐車場と転回所の検討です。前回の検討委員会においてバス転回所の面積を減らして公園に転用できることや駐車場を確保する設計にしてはどうかといったご意見をいただきました。大型のバスについて路面を回転して転回する方法と、入口と出口を分けて通り抜け方式とするという2つの方法で検討してまいりましたが、転回範囲の縮小ができない。通り抜けについても車道が狭いため現実的ではないという結果となり、現状の規模を維持する必要があるといった検討結

果となりました。

6ページをご覧ください。駐車台数を確保するという点であります。前回検討委員会において駐車台数に不足が生じないよう駐車スペースの確保について検討を行うべきではないかといったご意見をいただき検討をしました。検証の1、各スポーツ施設の最大利用時の必要台数を算出したところ想定される最大駐車台数は45台となりました。

7ページをご覧ください。集客施設としての必要台数は道の駅相当の集客数が見込まれる場合を想定して算出させていただいたところ、56台といった結果になりました。この2つの検討による台数の合計は101台となりますが、ゾーニングで想定している駐車台数も101台となっているため、不足はないものと考えています。集客施設のある公募対象公園施設の用途や規模は現時点では予定であることから一般的な乗用車の他、大型バスの駐車スペースの確保と今後民間事業者によるサウンディング調査を行った後、改めて必要な台数の検討を行っていく必要がございます。

8ページはゾーニング図の修正案です。公募対象公園施設は中規模程度の施設を想定したほうがよいというご意見がありましたので、ゾーニング図における青い建築物の部分を、中規模程度の600㎡で想定しました。現時点での公募対象公園施設の用途や規模は決まっていませんので、あくまでも想定です。以上のかたちでゾーニング図の内容について見直し検討を行いました。

続きまして資料2のⅢ「内間木公園拡張整備基本構想（素案）」の修正版をご覧ください。前回の検討委員会で皆さまにご提示したのから一部修正した箇所について説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。「第5章 基本構想の検討」に関する整備方針です。(2)のサブコンセプトに応じた機能・施設を整備するゾーニング施設の例図ですが、今後拡張整備を実施する際導入したい施設、必要とされる施設について庁内各課へ意見照会を行いました。その中で出された意見について導入施設例の一部追加修正を行っています。修正・追加箇所は、サブコンセプトの案の③、防災・減災における導入施設例ですが、一時避難場所となる高台・建築物に修正しました。もう1点が災害時の車両搬入経路を新たに追加しました。

次に④の広域交流について導入施設例ですが、地元農産物等の物販施設に修正。もう1点が休憩の場や井戸端会議をする交流スペースを加えています。いずれの施設につきましても今後サウンディング調査等を実施して民間事業者における整備内容の提案が必須となっていきますので、あくまでも現時点での導入の施設として必要とされるものとして記載する予定です。

13ページをご覧ください。ゾーニング検討案ですが、当初は図案に示した凡例に伴ってサブコンセプトによる色分けを行っていましたが、分かりやすくするためにサブコンセプトでそれぞれに掲げた整備の考え方を明記しました。またゾーニング図の見直しにより青色の部分の公募対象公園施設を中規模程度建築面積で想定させていただいております。

16ページ、「第8章 今後の課題」で、導入していきたい施設について庁内各所へ意見照会をしたところ、財源を確保するためにネーミングライツの導入要望があったことから、今後の課題として4点目に追記をしています。このようなかたちで基本構想の素案をまとめましたので、委員の皆さんにご意見をいただければと思います。今後については12月に全員協議会で市議会議員へ説明をした後、パブリックコメントと住民説明会においてご意見をいただく予定であります。その後、令和6年の2月に今年度の最終の検討委員会を開催させていただき、基本構想の素案として年度内に取りまとめでいきたいと考えております。

○久保田委員長

ありがとうございました。それではご意見・ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大貫委員

防災拠点のあり方について整理をしたいと思うのですが、内間木地区の浸水時の現行の避難場所、地区内の避難場所として丸沼倉庫さんを利用させていただけるようになっていると思います。今回内間木公園内に防災拠点地域になるヘリポートとか備蓄倉庫などの方向性になってはいますが、丸沼倉庫とここの内間木公園の間は恐らく浸水したら行き来ができない状況の場所だと思います。その各々の役割と、どういうふうに連携ができるかを整理をしておかないと、住んでいる住民としてはどういふふうにこれを活用するか疑問に思うので、ご説明があった方がいいと思います。

○久保田委員長

はい、いかがでしょうか。

○大塚みどり公園課長

内間木地区につきましては、浸水想定区域が3m～5mに該当し最大で11.8mの位置まで浸水する可能性が高い地域になります。朝霞市の水害ハザードマップに示されているのですが、それについてはあくまでも外水氾濫で河川が氾濫した場合の浸水を想定しています。そのため内間木地域のハザードマップに着色されている場所から外に逃げていくしかないと考えます。今回ヘリポートで検討しましたが、こちらについては内水氾濫が起きた場合に内間木公園に逃げ込んだ方がこちらの方にヘリポートがあれば、そこからピックアップして安全な場所に避難できるのではないかとということで検討させていただいた経緯がございます。ただ、施設的に整備が難しいというところで、ホバリングによる

救助というかたちでの想定になると考えております。今後、丸沼さんの一時避難場所との連携や、各々の役割ですが、まだ内部では詰め切れていないため今後地域防災計画等を踏まえ、危機管理部門とも検討していくようになるかと考えています。

○久保田委員長

はい、よろしいですか、どうぞ。

○大貫委員

地域の住民としてはどちらに逃げるのということだと思うので、そこらへんをはっきりなさっていただけたらいいと思います。以上です。

○久保田委員長

はい、ありがとうございました。その他、お願いします。

○町田委員

今回この事業がPark-PFIを前提にしているとすると、やはり応募してくださる事業者さんに対するメッセージになると思います。サブコンセプトでスポーツと憩い、自然、遊び、防災・減災、広域交流と続いています。広域交流という言葉が公園の内容のどのようなものを規定していくのか、というような言葉がもう少しあったほうが良いのではないかと思います。例えば8ページの広域交流の右側の導入施設例を見ていくと、文化・芸術施設、芸術というのはいきなり名乗りにくいのですが、この文化という言葉をもう少し上位に扱う、そうするとここに来る時に、この公園はスポーツと文化の公園なんだというような、公園に色を与えることをやった方がよいと思います。応募する人も何となく自分がすべき仕事に対して考えをまとめやすくなるような気がします。広域交流というとすごく広い範囲のことが想定されるので、交流という言葉だけでもよいという気もしました。文化と交流と書いてあっても構わないと思いますし、何か公園に来る上での目的物につながってくるような言葉を上位の概念で使うほうがよいという気がしましたので考えてください。

○久保田委員長

ありがとうございました。是非お考えいただければと思います。

○大野委員

駐車場についてですが、資料2の7ページです。駐車場は1、2、3か所がありますが、駐車場3については図で道路の下側、ここに駐車される方は道路を渡らないとスポーツ広場や公園に行けません。公園には家族連れ、小さなお子さんもいらっしゃるの、道路を渡る時の歩行者と自動車との交通事故のリスクなどもあるかと思えます。もしこの道路位置を変更することができるのであれば、図の上側、公園やスポーツ施設側に駐車場を設けた方がいいと思えますがいかがでしょうか。

○大塚みどり公園課長

現在、国道254号バイパスが予備設計中ですので、その線形を踏まえ、今後検討していきたいと思えます。

○大野委員

分かりました。

○久保田委員長

可能であればご検討いただくということをお願いします。その他どうでしょうか。

○小川委員代理 小原氏

関連でお願いがありまして、資料2の8ページのところ、現在話し合ったようにバイパスについては市の方での予備設計の中で交差点ができるのかを検討しているところです。またこの中でどのように接続するかが検討中で決まっていな段階で、8ページのところの建設で広場がこっちの場所に接続するようなかたちになっていますので、この点線が誤解を生むかたちになります。すこし訂正していただき、ここは点線を消していただきたいというのが現在の県と検討状況からお願いしたいところです。以上です。

○久保田委員長

はい、いかがですか。

○宇野都市建設部審議監兼まちづくり推進課長

誤解を生まないような表現に修正します。

○久保田委員長

よろしくお願ひいたします。

関連して、254との交差点というかたちでこの公園に入っていく道路ができるということだと思ひますが、通常の交差点になると、普通の車もこの内間木の方に入ってきた車も入るような公園にとっての通過交通が入ってきそうな気がしますが、そういう交差点になるのでしょうか。それとも内間木のエリアに行く人たち用の交差点が別にあつて、これは基本的には公園に行く方が中心に使うような交差点になるのでしょうか。

○小川委員代理 小野氏

いま考へているのは、前者のかたちでして、公園だけにアクセスするための進入用というものではございません。ちょうどいま資料がございますが、資料の交差形状をどう変へるか。その中でいかに公園に入りやすいような形に、アクセスできる形なのかを検討しています。

○久保田委員長

そうしますと今のご心配が少し晴れるような気もしますので、ご検討をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○渡辺委員

今のお話を聞いていると254のところに交差点ができて朝霞市内間木方面に向かつて車が来るといふことですが、そうするとバスの路線も現在は新盛橋の方から内間木に入り、回転して戻って行くような流れになっていると思ひますが、この交差点の形状であればここを通過してこの公園に来て、今の内間木のルートを回っていくということも可能になるのではないかと思ひました。そうするとこの回転所は他のことに使えるのではないかと思ひました。

駐車場に関しては基本計画や実施計画の時に見直すということが記述されていますので、その時点でそういうことも考へるのでしょうか。

○久保田委員長

はい、お願ひします。

○宇野都市建設部審議監兼まちづくり推進課長

交通に関しては、路線バスは市内循環バスや今ダウンサイジングしてバスのサイズも小さくしていたり交通の状況も運転手さんの関係で非常に厳しい状況になっておりまして、交通の関係はまた地域

公共交通計画を来年度から見直しに着手することとしています。それにつきましては254の整備の時期と交通の方のダイヤや運行ルートというの見直しというのは今後必要になってくると思いますので、どちらが先になるかというのは現時点では申しあげられませんが、都度必要な時期にそういった運行については必要になると考えますので、基本計画や実施計画の時に必要な計画については検討していきたいと思います。

○久保田委員長

はい、貴重なご意見をいただきましたので、よろしく願いいたします。他ございますか。

○須永委員

2点ございます。1点目は先ほど大貫委員のご意見と重なりますが、この公園の中で防災・減災機能を担う時に、特に大きな災害として想定されるのは水害だと思います。内水氾濫に対して避難場所として機能するところを狙うのか、それとも外水のかなり浸水高が高い状態で逃げられるようにするのか、そのひとつの位置付けについて明確に定めた方がよいと思います。資料を見る限り、非常に高い浸水高であっても耐えられるぐらい盛土をして高く上げていくと書かれているので、外水でもここに逃げれば大丈夫と感じたが、先ほどの事務局のお答えで外水の時はエリアの外に逃げてもらえないというお話がありそこに齟齬があると感じています。

関連してこの建物で避難で収容できる人数はどれくらいになるのでしょうか。もともとの浸水想定エリアに何人住んでいて何人逃がさなければいけないのか、定量的な検討を裏で持っておいていただいた方がいいかなと思いました。それが1点目です。

2点目は、資料の8ページでサブコンセプトに応じた機能・施設の整備というふうにまとめておりますごく分かりやすいと思いました。希望は例えば導入する施設例まで明示していますが、行政、朝霞市の方で準備する機能と、民間の方に応募していただく機能を分けて書き、読む時に分かりやすくしてほしいです。以上です。

○久保田委員長

はい、2点いただきました、お願いします。

○山崎都市建設部長

1点目の防災機能の件につきましては、ご指摘を踏まえまして分かりやすく修正をしたいと思えます。内水、外水の話については、外水でもぎりぎり浸水しないところを狙っておりまして、外

水氾濫というのは何が起こるか分かりませんので基本的には事前に域外に避難していただくことが大前提です。それでも逃げ遅れてしまった場合に一時しのぎで逃げ込める場所というような位置付けになるかと思しますので、分かりやすいように修正をしたいと思います。

2点目のご指摘については、ご提案を踏まえて修正について検討してみたいと思います。現時点で言い切れないところもありますので、少しぼやかした言い方になりますが、それはご承知おきいただければと思います、よろしくをお願いします。

○須永委員

タイミングに応じたかたちで修正していただければ十分かと思います。

○久保田委員長

はい、ありがとうございます。よろしくをお願いします。その他ございますか。お願いします。

○蕪木委員

いまのスポーツエリアのところですが、エリア以外に外注のかたちにしようとした場合には、今までのスポーツ施設の使用料金みたいなものは現状のまま維持できるのか、それともまた外注が入ることによって少しプラスになるのか、和光市などの場合良い施設を造りましたが、利用料金が高く、みんな朝霞に来てしまうことがありました。そういう意味では施設を請負うかたちにすることによって今までと使用料がどうなるのでしょうか。

○久保田委員長

はい、どうでしょう。どうぞ。

○宇野都市建設部審議監兼まちづくり推進課長

市の公共施設の使用料は原則として、例えば大きな改修であるとか、建て替えなどの経費も踏まえて、正しい使用料を検討するというのが市の条件になっています。そういったかたちになった場合には使用料については検討する必要があるというふうに現時点では思います。以上です。

○久保田委員長

という現時点でのお考えですから。

○蕪木委員

要するに分からないと。

○久保田委員長

ありがとうございました。その他ありますか、よろしいですか。そうしますと、こちらについても幾つか貴重なご意見をいただきましたので、修正いただいてパブリックコメントに持っていくことにします。そのいただいた意見を踏まえて次回の委員会でまた検討します。

議題の1と2についてご意見、ご質問、言い忘れた点などございますか。お願いします。

○町田委員

バイパスの方ですが、この冊子の位置付けというのがどうもぼんやりして見えなかったのですが、このタイトルのせいかと思えます。先ほど地権者の方にとっての冊子であるというようにお話がありましたが、たしかに地権者の方にとっては土地利用に向けての手引きということになるかもしれません。土地利用に向けての手引きという書き方は普通一般的に使われているのでしょうか。これは地区計画、土地利用をできる限りいいかたちに整理をするために地区計画に誘導していくという話ですね。土地利用に向けてとするとこれを読んで自分の土地を何に使ってやろうかみたいな風に読めてしまいますが、「土地利用について」というぐらいで止めてしまうという案はないのでしょうか。「沿道の土地利用について」だといかがでしょうか。

○宇野都市建設部審議監兼まちづくり推進課長

悩んでガイドラインという名前で話を何度かしましたが、ガイドラインというのもどうなのかということがありました。今すばらしい意見をいただきましたので、そのように修正しても大丈夫だと感じました。

○町田委員

漠然とするのも良くありませんが、土地利用に向けての手引きだと誤解させるような感じがしました。

○宇野都市建設部審議監兼まちづくり推進課長

少し検討させていただいて修正の方をさせていただく形にします。手引きの方については、今後市民説明会を行い、皆さんから意見をいただいて、そこから修正したものを年度内に審議会にかけてい

くこととなります。委員の皆様におかれましては、本日お配りした資料を含め、今後じっくり読んでいただき、できれば年内ぐらいに修正の意見をいただければと思います。あわせて住民説明会でいただいた意見を踏まえて直したものを2月の審議会に提出したいと思います。よろしくお願いします。

○久保田委員長

はい、ではタイトルを含めまだ検討の余地があるということなので、いまおっしゃっていただいたようなかたちで進めたいと思います。その他ございますか、それではありがとうございます。議題の1、2、それぞれ終わりましたので、司会の方にお渡しします。

3 閉会

○高橋みどり公園係長（司会）

それでは事務局から事務連絡させていただきます。2月以降に第4回委員会を予定しています。日程につきましては調整させていただきます、ご連絡させていただきます。事務局からは以上です。

それでは以上をもちまして、令和5年度 第3回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会を閉会いたします。長時間、また忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。